

令和8年度

はんどちゃんネットワーク運動 居場所(サロン)活動応援助成金募集要項 ～つながる地域づくりを応援します～



1 助成金の趣旨・目的

近年、人口減少、単身世帯の増加、近隣関係の希薄化などにより、地域におけるつながりが弱まり、孤立や生きづらさを抱える人が増えています。

茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、住民同士が気軽につながり、支え合い、多様な人が安心して参加できる「居場所（サロン）」活動を応援しています。

本助成金は、地域の社会資源を活かしながら、地域のつながりづくりや交流の機会づくりに取り組む活動に対し助成を行うことで、誰もが地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを推進することを目的とします。

2 助成対象団体等

(1) 茨城県内において、ボランティア、自治会・町内会、当事者組織、地区社会福祉協議会等、地域の社会資源（人とのつながり、知識・経験、設備等）を活用しながら、居場所（サロン）活動に取り組む団体（グループ）又は個人。

(2) 下記①から④の団体については、**助成対象外**となります。

- ① 営利を目的として活動する居場所（サロン）団体
- ② 政治、宗教又は選挙活動を主たる目的とする団体
- ③ 過去3年度以内（令和5～7年度）に本助成事業の助成を受けた団体
- ④ 過去3年度以内（令和5～7年度）に「茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金」の交付を受けた団体

3 助成金対象の内容

次の(1)又は(2)のいずれかの事業を対象とします。

(1) 新規立ち上げ助成

令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に、新たに地域のつながりづくりや居場所づくりを目的として開始する活動を対象とします。

※これまで恒常的な居場所（サロン）活動として実施していない活動を対象とします。

【対象例】

高齢者サロン、子どもの居場所、多世代交流の場、障がい者やひきこもり当事者等の交流の場、地域住民が気軽に集まれる交流拠点 等

(2) 活動拡大助成

既存の居場所（サロン）活動について、新たな参加者、地域、団体等とのつながりを広げるため、従来の活動を発展・拡大する取り組みを対象とします。

【対象例】

開催回数や対象者の拡大、子どもや若者等の新たな世代への展開、他団体や地域組織との協働事業、オンライン活用等による参加機会の拡大、新たな地域での実施 等

4 助成対象期間

交付決定日から令和9年3月31日までに実施する活動を対象とします。

5 助成の対象経費及び限度額等

(1) 対象経費

活動に直接必要な次の経費を対象とします。

費目	対象となる経費の主な内容等
報償費	講師謝礼、報償等
旅費	交通費、宿泊費等
消耗品費	消耗品、材料、食料、書籍の購入等
印刷費	チラシ・ポスター、資料印刷費等
通信運搬費	手紙等の郵送費や宅配料の費用、通信運搬にかかる経費等
賃借料	会場使用料、駐車場代、機器賃借料等
備品費	居場所（サロン）等開設及び活動開始の運営上必要と認められた備品(注)の購入
その他	居場所（サロン）等開設及び活動開始の初期投資として認められたもの

(注) 1点2万円以上の備品を購入する場合を「備品」とします。本助成金で購入した備品については、指定のステッカーを貼付し、2031（令和13）年3月31日までの廃棄は認めません。

※ 対象外経費

- ・団体等の通常運営に係る経費（人件費、事務所家賃、光熱水費等）
- ・その他本会が適当でないと認める経費

その他、本会以外からの助成と併せて実施する活動については、その内容を詳しく伺った上で、対象の良否を判断します。

(2) 助成額等

	新規立ち上げ助成	活動拡大助成
助成金の上限	1か所あたり50,000円	
採択予定数	8カ所程度	8カ所程度

- ① 必要経費が50,000円に満たない場合は、その額を助成額とします。
- ② 助成額は千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとします。

6 交付申請方法

- (1) 交付申請を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（様式第1号）及び団体等の今年度の事業計画書と事業収支予算書を、(2)の期限までにe-mail、郵送又は持参する方法により本会に提出してください。
- (2) 申請期限：令和8年7月17日（金）午後5時まで（本会必着）
※いかなる理由においても、申請期限後の受付は行いません。
- (3) 申請にあたっては、交付の決定を受けた団体等が実施する活動について、本会が作成する活動報告書の作成にご協力をいただくとともに、本会ホームページや広報紙等での紹介、他機関・団体等に情報提供をすることがあることについて御了承ください。
- (4) 提出いただいた書類等はいかなる理由においても返却いたしませんので、提出前に必ずお手元に

控えをおとりください。

(5) 申請書類は、本会や市町村社会福祉協議会等で配布します。また、本会ホームページからダウンロードすることもできますので、御活用ください。

本会ホームページ → <https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

(6) 交付申請書に記載された個人情報は、審査及び本事業の推進の目的にのみ利用します。

7 審査方法

助成金は、提出書類に基づき、「はんどちゃん運動推進委員会」において審査を行い、予算の範囲内で決定します。

なお、審査にあたっては、以下の着眼点をもとに総合的に判断します。

【新規立ち上げ助成の審査項目(着眼点)】

- | | |
|------------|--------------------------|
| ① 活動目的 | 地域課題や孤立防止等を踏まえた目的となっているか |
| ② 地域ニーズ | 地域住民のニーズや実情に合った活動か |
| ③ 実現可能性 | 実施体制、開催場所、協力者等が確保されているか |
| ④ 参加しやすさ | 多様な人が参加しやすい工夫があるか |
| ⑤ 地域とのつながり | 地域団体や関係機関との連携が見込まれるか |
| ⑥ 継続性 | 単発ではなく継続的な活動が期待できるか |

【活動拡大助成の審査項目(着眼点)】

- | | |
|----------|-----------------------|
| ① 発展性 | 従来活動を発展・拡大する内容となっているか |
| ② 波及効果 | 新たな参加者や地域への広がりが期待できるか |
| ③ 協働性 | 他団体や地域資源との連携があるか |
| ④ 実施体制 | 実施に必要な体制や役割分担が整っているか |
| ⑤ 継続性 | 助成終了後も継続が期待できるか |
| ⑥ 工夫・先駆性 | 新たな工夫や他地域の参考となる要素があるか |

8 助成金の交付決定

(1) 交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、助成金を指定の口座に振り込みます。

(2) 交付決定は、令和8年8月下旬を予定しております。

(3) 助成を受けた団体等につきましては、活動内容把握のため、委員会にて活動拠点（サロン）を訪問させていただき予定をしておりますので御協力願います。訪問日につきましては、別途、御連絡させていただきます。

(4) 本会では、必要に応じて活動に関する相談支援や情報提供等を行います。

9 実績報告書の提出

交付の決定を受けた団体等は、事業完了後速やかに、事業実績報告書（様式第3号）及び団体等の事業収支決算書を本会に提出してください（実績報告書提出期限：令和9年3月31日）。

10 助成金の返還

(1) 助成金に残額が生じたときは、返還していただくことになります。

※ 単年度助成のため、助成金を次年度に繰り越すことはできません。

(2) 次の各号に該当すると認めるときは、交付決定を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することになります。

① 助成金を目的外に使用したとき。

② 前号のほか、この要項に違反した場合、または事業の実施ができなかったとき。

11 問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部

〒310-8586 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2F

電話：029-243-3805

e-mail：chiiki@ibaraki-welfare.or.jp

(※ 土・日、祝日を除く、午前9時～午後5時)